

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

西興部村立西興部小学校 令和6年（2024年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

西興部小学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

西興部小学校「いじめ防止基本方針」

- ①「いじめは許さない、見過ごさない」という雰囲気づくりに努める。
- ②共感的な態度で子どもと接する教育相談を実施する。
- ③児童の状況を的確に把握し、全教職員による指導体制の確立に努める。
- ④地域と連携し、児童の健全育成に努める。
- ⑤有害情報に対する取組や指導に関して、全教職員で研修の充実に努める。

西興部小学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

- <名 称> いじめ対策委員会  
<構 成> 校長、教頭、生徒指導、特学担当者、学年代表、養護教諭  
<開催日> 定例火曜日、および必要に応じて開催  
<活動内容> ○いじめの相談・通報の窓口  
○いじめの疑いに関する情報収集と記録、共有  
○事実関係の聴取、保護者との連携、指導・支援体制の決定

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- <居場所づくり>【体育館割り当ての工夫】→中・昼休みの体育館の割り当てを全校児童が積極的に運動し交流できるように意識して作成する。  
<絆づくり>【夏・冬休み作品展】→長期休みの作品を発表し、投票と表彰を行うことで、児童が相互に高め合える関係づくりを図る。  
<環境づくり>【各種縦割り班活動】→異学年交流の場を意図的に仕掛けることで、異学年交流を促進する。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の西興部小学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先0158-87-2230 (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電 話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メー ル)	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター (電 話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メー ル)	<a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
オホーツク教育局教育相談電話 (電 話)	0152-44-7262	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例  
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果  
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター